

申請は済みましたか？ 期限は2月1日です

臨時福祉給付金の申請期限が迫っています。

市では給付金を受給できる可能性がある方に申請書を送付し、平成28年8月1日から申請を受け付けています。申請がまだの方には、案内はがきを送付しますので、忘れずに申請してください。

申請期限を過ぎると給付金は支給できません。受給を希望する場合は、必ず期限内に申請してください。

▼期限 2月1日(水)

※郵送の場合は当日の消印有効

▼注意 給付金支給後に平成28年度分の住民税が課税となったり、平成28年度分の住民税が課税されている方の被扶養者となった場合は、給付金を返還していただきます。

《申込み・問合せ》総務課 ☎21-9068
または各振興局市民福祉課



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)を理由とした
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”に注意してください。

自宅や職場などに市役所や厚生労働省(の職員)などをかたった電話が掛かってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署[または警察相談専用電話(#9110)]に連絡してください。



要援護世帯の屋根の雪下ろし補助制度

雪下ろしが困難な方の安全確保

市では、一人暮らしの高齢者や重度の障害者など、自力で屋根の雪下ろしが困難な方の安全を確保するため、業者に依頼し、屋根の雪下ろしを行った場合に、その費用の一部を補助する制度を実施しています。

▼対象 世帯全員の住民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯

① 65歳以上の高齢者のみの世帯

② 重度障害者のみの世帯
③ 母子世帯(18歳未満の子と構成される世帯)
④ ①②③の組み合わせの世帯
※①②の世帯に18歳未満の方がいても可
※自治会や近所の方、親族など、雪下ろしの援助を受けることができる場合は、対象外
※世帯は、住民票上の世帯ではなく、実際の居住実態などを考慮して市が判断

▼補助金額 1回の雪下ろし

放課後児童クラブ補助員を募集

大歓迎！子ども好きな方

放課後児童クラブで、クラブ支援員と一緒に児童の生活を補助する方を募集しています。

▼対象 健康で体力があり、子どもの好きな方(資格無しでも可)

▼勤務期間 4月～平成30年3月の週3日～5日程度

▼勤務時間 平日の午後2時～6時30分の3時間程度
(夏休み等学校休業日は、午前8時～午後6時30分の間で5時間程度)

※社会保険などには加入しません。

▼賃金 時給910円(保育士等の資格有り)▽820

に要した費用の2分の1(3万円を限度)

▼補助回数 年度内1世帯当たり3回まで

▼申込み 雪下ろしを行った後、支払った費用の領収書を添えて申請書、実施報告書を提出してください。
※雪下ろし対応業者の指定はありませんが、依頼する業者が分からない方は、高年介護課または各振興局市民福祉課に問い合わせてください。

《申込み・問合せ》高年介護課 ☎29-0055

円(資格無し)

▼申込み 2月6日(月)までに、市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入の上、提出してください。

資格のある方は、その証の写しを添付してください。

《申込み・問合せ》こども育成課 ☎29-0053



政治家の寄付は禁止

有権者が求めることも禁止

三ない運動

贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。

本市では、来年4月には市長選挙と市議会議員補欠選挙、夏には知事選挙、10月には市議会議員選挙と多くの選挙が予定されています。寄付禁止のルールを守り、お金の掛からない明るい選挙を実現するため、政治家とクリーンな関係を保ちましょう。

次の①～④および⑥で処罰を受けると、公民権停止の対象となります。

- ①政治家の寄付の禁止
- ②政治家に対する寄付の要求等の禁止
- ③政治家の関係団体の寄付の禁止
- ④後援団体の寄付の禁止
- ⑤政治家の年賀状等のあいさつ状の禁止
(答礼のための自筆によるものを除く)
- ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

《問合せ》選挙管理委員会事務局 ☎23-5454

成人式を開催

新成人をお祝い



友人との再開を喜ぶ新成人(昨年度)

新成人をお祝いする平成28年度豊岡市成人式を開催します。当日、市役所本庁舎2階大会議室では、式典の中継を実施します。家族、地域の皆さんは、ぜひ、市役所本庁舎で、新成人をお祝いしてください。

成人式

- ▼日時 1月8日(日)午後1時30分～2時35分
(開場：午後0時45分～)
- ▼場所 市民会館 文化ホール
※新成人以外は入場できません。
- ▼内容 式典、フォトムービー上映、記念撮影ほか

式典中継

- ▼日時 1月8日(日)午後1時～2時35分
(開場：正午～)
- ▼会場 市役所本庁舎 2階 大会議室
- ▼駐車場 市役所北・東側駐車場、豊岡駅前駐車場

《問合せ》生涯学習課 ☎23-0341

《使用料等》

区分	永代使用料	管理料(年額)
本市に住所を有する方	780,000円	3,000円
本市内に住所を有しない方(本籍のみ本市内の方)	936,000円	3,000円

※永代使用料とは、永代(子々孫々)にわたり、区画をお貸しする費用です。許可時に納めていただき、以降は不要です。

- トイレ、水くみ用水栓あり
- 区画永代使用許可済
- ◆施設の概要
- 墓所・第1期工事323区画(平成28年10月末118区画)

- ◆名称 豊岡市立東霊苑
- ◆所在地 市場490番地の2

東霊苑の永代使用者を募集
くつろぎのある緑あふれる霊苑

市立東霊苑は、せせらぎやビオトープを配置したくつろぎのある緑あふれる霊苑です。駐車場から墓所区画まで段差がなく、誰でも安心してお参りできます。

《申込み・問合せ》生活環境課 ☎23-15304

豆知識

自分の家の庭や畑等に勝手にお墓をついたり、遺骨をお墓以外の場所に埋めたりすることは法律で禁止されています。

※本市に住所を有しない方は、管理人選任届が必要です。
※申請書等は生活環境課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

◆申込方法 墓所使用許可申請書に必要事項を記入の上、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、住民票の写し(謄本)を添付して申し込んでください。

○申請者または申請者と同じの世帯に属する方が、豊岡市立東霊苑の永代使用許可を受けていない方

◆区画面積 6㎡(間口2m×奥行3m)

◆申請資格

○本市に住所または本籍を有する方

○申請者または申請者と同じの世帯に属する方が、豊岡市立東霊苑の永代使用許可を受けていない方